

伊豆市児童・生徒待合所事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、放課後や夏休み期間において家庭において安心して過ごす場が得にくい児童や、下校時における通学手段等の事情により学校で待機を要する児童・生徒に対し、教育委員会が学校施設内の一室を活用して居場所を提供することにより、児童・生徒それぞれが安心して過ごせる待合所（以下「居場所」という。）を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 「児童」とは、伊豆市立小学校及び義務教育学校前期課程に在籍する児童をいう。
- (2) 「生徒」とは、伊豆市立中学校及び義務教育学校後期課程に在籍する児童をいう。

(対象)

第3条 本事業の対象は、放課後児童クラブを利用していない、放課後に安心して過ごす場が得にくい児童及び通学手段等の事情により学校で待機を要する児童・生徒とする。ただし、各学校の事情により教育委員会が対象とする必要があると認めるときは、この限りではない。

(実施場所)

第4条 事業の実施場所は、次のとおりとする。

名称	位置
修善寺小学校児童待合所	伊豆市修善寺3244-1（修善寺小学校内）
熊坂小学校児童待合所	伊豆市熊坂708-3（熊坂小学校内）
修善寺東小学校児童待合所	伊豆市本立野419（修善寺東小学校内）
修善寺南小学校児童待合所	伊豆市柏久保425-1（修善寺南小学校内）
中伊豆小学校児童待合所	伊豆市城53-1（中伊豆小学校敷地内）
天城小学校児童待合所	伊豆市青羽根41-3（天城小学校内）
土肥小中一貫校児童・生徒待合所	伊豆市土肥2701-1（土肥小中一貫校内）
伊豆中学校生徒待合所	伊豆市日向430（伊豆中学校内）

(事業の内容及び活動)

第5条 教育委員会は、児童及び生徒に対し、次に掲げるとおり必要な居場所の提供を行うものとする。

- (1) 通学の事情により学校で待機を要する児童・生徒への居場所の提供
- (2) 兄弟姉妹を待つ児童・生徒に対する居場所の提供
- (3) その他の事情により、居場所の利用が適当と判断された児童・生徒への居場所の提供

2 児童・生徒は、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 児童・生徒が自主的に行う宿題、読書等の活動、その他学校と協議の上で実施可能とした活動
- (2) 前号に掲げるもののほか、第1条に掲げる目的を達成するために教育委員会が必要と認める活動

(職員)

第6条 教育委員会は事業を実施する職員として、学校支援員その他必要な職員を居場所に置くものとする。

2 職員は次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 利用する児童・生徒の受付に関すること。
- (2) 利用する児童・生徒が自主的に行う宿題、読書等の見守りに関すること。
- (3) バスや電車の発車時刻が近づいた時の児童・生徒への声掛けに関すること。
- (4) 事業の実施場所の簡易な清掃に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めること。

(実施日及び実施時間)

第7条 事業の実施日及び実施時間は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 実施日は学校給食がある月・火・木・金曜日とする。ただし、実施場所の学校の実情に合わせた実施日を設定することができる。
- (2) 実施時間は授業終了時から午後4時までとする。ただし、運営上必要があるときは、学校と教育委員会が協議し、実施時間を変更することができる。
- (3) 放課後児童クラブの待機者がいる場合は、夏休み期間において居場所を開設することができる。この場合、実施日、実施時間は学校と協議の上、決定するものとする。

(利用登録)

第8条 事業の利用を希望する児童の保護者は伊豆市児童・生徒待合所事業利用登録書及び同意書(様式第1号)を教育委員会に提出するものとする。生徒の居場所の利用については、登録を不要とする。

2 教育委員会は前項の利用登録書の提出を受けた場合には、その内容を審査し、適当と認めたときは伊豆市児童・生徒待合所事業利用登録決定通知書(様式第2号)により当該保護者に通知するものとする。

3 教育委員会は、前項の規定により適当と認めたときは、その内容を学校へ報告する。

(利用料)

第9条 事業の利用料は、無料とする。ただし、事業の運営上において保護者が負担することが適当であると教育委員会が認める費用については、当該保護者が負担するものとする。

(利用の中止)

第10条 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用を中止させることができる。

- (1) 暴力、暴言その他の威圧的な言動等により、他の利用者等の安全または安心が脅かされるなど他の利用者の利用に支障を来すおそれがあるとき。
- (2) その他教育委員会が待合所の利用継続が困難であると判断するとき。

2 教育委員会は前項の規定により利用の中止を決定したときは、伊豆市児童・生徒待合所事業利用中止決定通知書(様式第3号)により、利用者の保護者に通知するものとする。

(居場所の閉鎖)

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、学校との協議の上、居場所を閉鎖することができる。

- (1) 感染症の発生やその拡大が認められる場合
 - (2) 災害等が発生した場合や、危険性が高まっている場合
 - (3) その他教育委員会が居場所の運営に支障があると認める場合
- (関係者の役割及び連携)

第12条 この事業の実施にあたっては、教育委員会、学校及び保護者が相互に連携と協力を図り、次の各号に掲げる立場に応じた役割を担うものとする。

- (1) 教育委員会は、本事業の実施主体として、児童・生徒の放課後における居場所づくりの趣旨を踏まえ、学校と連携してその円滑な運営に主体的に対応するものとする。
- (2) 学校は、開所日予定表を作成し、教育委員会に提出するとともに、利用児童・生徒の保護者へ周知し、必要に応じて教育委員会との連絡調整を行うものとする。
- (3) 保護者は、本事業は一時的な居場所の提供を目的としており、児童・生徒間のトラブルに対する介入や仲裁は原則行われないこと、また、利用中に発生しうる様々な事態への対応には限界があることを理解した上で、利用を希望するかどうか判断するものとする。

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和7年7月24日から適用する。

様式第1号(第8条関係)

伊豆市児童・生徒待合所事業利用登録書及び同意書

伊豆市教育長 様

伊豆市児童待合所事業の利用について、以下のとおり登録します。

児童氏名及び 学年	ふりがな (氏名) _____ (学校名) 伊豆市立 _____ 学校 _____ 年生
緊急連絡先	第1: _____ (続柄) 第2: _____ (続柄)
利用希望曜日	月 ・ 火 ・ 木 ・ 金 (利用を予定している曜日全てに丸をつけてください。)
下校方法	徒歩 ・ バス ・ 自家用車 (当てはまるもの全てに丸をつけてください。)

- 1 待合所は、無料開放で場所の提供のみ。 月・火・木・金の16時まで開放です。
(各学校の実情に合わせた実施日を設定することができるため、変更となる場合もあります。)
- 2 放課後児童クラブの併用利用はできません。
- 3 待合所の利用確認、バス待ちの声掛け等のために見守り職員を配置します。
(職員による指導は行いません。児童・生徒間のトラブルの介入や仲裁は、原則行いません。)
- 4 利用登録書は年度ごとに提出となります。(開所予定期間の3月中旬までは利用可能。)
- 5 他の利用者の迷惑となる行為(暴力・暴言・物品の破損など)があった場合は、利用を中止させる場合があります。
- 6 故意・過失により、施設や設備等を損傷・滅失した場合は、これを原状に回復するかその損害を賠償していただきます。
- 7 利用中に発生しうる様々な事態への対応には限界があることを理解した上で、保護者は利用をさせるかを判断してください。

上記について同意したうえで、登録をします。

年 月 日

申込者(保護者)氏名 _____

様式第2号(第8条関係)

年 月 日

保護者 学校 年
様
様

伊豆市教育委員会 教育長



伊豆市児童・生徒待合所事業利用登録決定通知書

伊豆市児童待合所事業の利用登録について、次のとおり決定しましたので通知します。

児 童 氏 名	
実 施 場 所	
在 籍 学 校 名	伊豆市立 学校 年
利 用 期 間	年 月 日 から 年 月 日まで
備 考	・開所・閉所予定は毎月末に翌月の予定を連絡します。 ・利用登録書に○をつけた曜日に待合所を必ず利用しなければならないということはありません。 ・児童の待合所利用時間に、緊急の連絡等で学校へ連絡する場合には、待合所利用者である旨をお伝えください。 ・伊豆市児童・生徒待合所事業実施要綱第10条に該当する場合は、利用を中止させることがあります。

様式第3号(第10条関係)

年 月 日

学校 年
保護者 様様

伊豆市教育委員会 教育長

印

伊豆市児童・生徒待合所事業利用中止決定通知書

伊豆市児童・生徒待合所事業の利用について、次のとおり決定しましたので通知します。

児 童 ・ 生 徒 氏 名	
実 施 場 所	
在 籍 学 校 名	伊豆市立 学校 年
中 止 日	年 月 日
中 止 理 由	